

## サービス付き高齢者向け住宅 完了報告書の提出について

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた建築物の工事が完了した場合、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定、及びサービス付き高齢者向け住宅定期報告等実施要領第2条に基づく完了報告書の提出を**お願いしております**。

これは、高齢者が居住する住宅において、各居住部分の規模、構造、設備及びバリアフリー構造等が法に定める基準を満たし適切な居住環境となっているかについて報告を求めるものです。

これらのことについて、事業者のみなさまの**ご理解とご協力**をお願いいたします。

### 【完了報告書の提出を行う場合】

次のような場合に完了報告書を提出してください。

- ① 登録住宅の新築及び改良工事が完了した場合
- ② 改良工事等を行わず、既存の住宅からサービス付き高齢者向け住宅に登録した場合

### 【提出書類(各1部)】

#### 1 サービス付き高齢者向け住宅 完了報告書

#### 2 添付書類

- ① 加齢対応構造等チェックリスト(登録時に提出したものに写真番号を記入してください)
- ② 写真(裏面参照)

### 【提出先】 ※住宅の所在地により提出先が異なりますのでご注意ください

#### ◎ 横浜市建築局住宅政策課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 Tel 045-671-4121

#### ◎ 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 Tel 044-200-2997

#### ◎ 相模原市都市建設局まちづくり推進部住宅課

〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号 Tel 042-769-9817

#### ◎ 横須賀市都市部都市計画課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 Tel 046-822-8306

#### ◎ 住宅の所在地が上記以外の場合 神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課 民間住宅グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel 045-210-6557

○ 添付資料（作成例）

① 加齢対応構造等チェックリスト

登録申請時の申請書および図面等により完成した建築物が基準に適合しているか別紙チェックリストにて確認してください。また、登録事項等の変更にあつては、指定登録機関とあらかじめ協議をお願いいたします。

② 写真

規模、構造及び設備、加齢対応構造等の基準に適合していることがわかる写真を添付してください。例えば、加齢対応構造等チェックリストに寸法等を記載したもののについては、遠景の写真とともに、その部位にメジャーをあてて数値がわかるようアップで撮ってください

また、撮影場所がわかりづらい場合は、登録時の平面図面に写真番号を引き出して記入するなどをお願いします。

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	写真番号
(2) 通路及び出入口の幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 800 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm		⑩
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 左欄をみたくして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず非適合 →	出入口の有効幅員 1000 mm 浴室出入口の有効幅員 600 mm		⑮ ⑯
※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあつては、この限りではない	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配		
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と				



※ 事例は、登録住宅の完了報告書に添付された写真について許可を得て使用させていただいています。